

明治大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書

明治大学（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、相互のもつ知的資源や地域資源を活用して、研究・開発による産業・科学技術の振興や市民の生涯学習の推進等を図ることを目的に、連携・協力して取り組むことを合意し、基本協定を締結する。

- 1 甲は、理工学部及び農学部が立地する川崎市において、教育研究活動の成果の社会還元や市内企業との産学連携事業等、甲の持つ知的資源を活かした地域貢献活動を行う。
- 2 乙は、甲が行う地域資源を活用した教育研究活動に協力するために、甲と地域社会との連携活動を支援する。
- 3 甲と乙は、次の分野において、甲の知的資源及び乙の地域資源を活かした連携・協力を進める。
 - （１）地域資源を活かした特色ある研究・教育の実施に関すること。
 - （２）新技術・新産業の創出に関すること。
 - （３）市民の生涯学習の推進に関すること。
 - （４）教育研究施設の市民利用に関すること。
 - （５）大学と川崎市、大学と地域との連携による政策研究に関すること。
 - （６）その他本協定の目的の達成に向けて、甲と乙は、相互の連携・協力を資する事業を行う。
- 4 この協定の改廃は、甲と乙が協議をして行う。
- 5 その他、連携・協力に関して必要な事項は、甲と乙が協議して、その都度定めるものとする。
- 6 この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、各自１通を保管するものとする。

2007（平成19）年12月26日

川 崎 市 長

阿部孝夫



学校法人明治大学理事長

長吉 泉

